

都市計画法第17条第1項の規定に基づく都市計画変更の理由書

1. 案件名

函館圏都市計画道路の変更（函館市決定）

2. 決定経緯

別添計画決定経緯表のとおり

3. 都市計画変更の内容

- | | | |
|--------------|-----------------|------|
| 3・3・28号中央ふ頭通 | : 構造の変更（平面交差箇所減 | 1箇所） |
| 3・5・53号ときわ通 | : 構造の変更（平面交差箇所減 | 1箇所） |
| 3・6・68号沿線1号通 | : 廃止 | |

4. 都市計画変更の理由

本市では、市内の都市計画道路のうち、都市計画決定以降、長期にわたり事業が未着手の路線・区間について、社会情勢の変化に対応した道路網を再構築するために都市計画道路の見直しを進めており、市で策定した「函館市長期末着手都市計画道路の見直し方針（平成21年4月）」に基づいて今回変更する路線の必要性を検証した結果、都市計画道路3・6・68号沿線1号通については、計画幅員が狭く、将来の道路網ネットワークに組み込まれておらず、都市計画道路としての必要性が低いことから廃止するものである。

また、3・6・68号沿線1号通の廃止に伴い、3・3・28号中央ふ頭通および3・5・53号ときわ通の交差箇所の数を変更するものである。